

八幡浜地区施設事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則

〔 令和 2 年 3 月 3 1 日 〕
規 則 第 2 号

改正 令和 4 年 3 月 2 9 日規則第 2 号 令和 4 年 1 1 月 3 0 日規則第 5 号
令和 5 年 1 月 5 日規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、八幡浜地区施設事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 4 号）の規定に基づき、会計年度任用職員の給与の決定及び支給並びに費用弁償等に関し必要な事項を定めるものとする。

(処遇改善に係る報酬)

第 2 条 八幡浜地区施設事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例において準用する八幡浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年八幡浜市条例第 5 5 号。以下次項において「八幡浜市条例」という。）第 2 4 条の 2 に規定する処遇改善に係る報酬を支給される職員は、特別養護老人ホーム青石寮に勤務する者（月額で報酬又は給与が定められている者に限る。）とする。

2 処遇改善に係る報酬の額は、八幡浜市条例第 1 9 条に規定する報酬月額に 1 0 0 分の 3 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

(準用規定)

第 2 条 前 2 条に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与の決定及び支給並びに費用弁償等については、八幡浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和 2 年八幡浜市規則第 2 8 号）の規定（第 1 9 条の 2 の規定を除く。）を準用する。この場合において、同規則中「市長」とあるのは「組合長」と、同規則第 1 条中「八幡浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 5 5 号。以下「条例」という。）」とあるのは「八幡浜地区施設事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元

年条例第4号)」と、同規則第2条中「条例」とあるのは「八幡浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年八幡浜市条例第55号。以下「条例」という。）」と、同規則別表第1及び別表第2をそれぞれを次の別表第1及び別表第2と読み替えるものとする。

別表第1

職種別基準表

ア 行政職給料表職種別基準表

職種	基礎号給		上限	
	職務の級	号給	職務の級	号給
一般事務補助	1	1	1	7
介護職	1	22	1	75
介護事務職	1	45	1	51
医療事務職	1	82	1	88

イ 医療職給料表（二）職種別基準表

職種	基礎号給		上限	
	職務の級	号給	職務の級	号給
薬剤師	2	105	2	105

ウ 医療職給料表（三）職種別基準表

職種	基礎号給		上限	
	職務の級	号給	職務の級	号給
准看護師	1	14	1	20
看護師	1	22	1	28

別表第2

1 特別養護老人ホーム青石寮に勤務する介護職員のうち、フルタイム会計年度任用職員	月額 10,500円
--	---------------

2 特別養護老人ホーム青石寮に勤務する 1 に定める者以外のフルタイム会計年度任用職員	月額 9, 0 0 0 円
---	------------------

備考 この表において「フルタイム会計年度任用職員」とは、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員をいう。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年規則第 2 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この規則は、令和 4 年 2 月 1 日からこの規則の施行の日の前日までの間において、職員が次に掲げる規定に規定する業務に従事したことになる場合についても適用する。

(1) 八幡浜地区施設事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第 2 条において準用する八幡浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第 1 4 条の 2 において準用する八幡浜市職員の給与に関する条例第 1 8 条の 3 第 1 項

(2) 八幡浜地区施設事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第 2 条において準用する八幡浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第 2 4 条の 2 第 1 項に規定する業務に従事したことになる場合についても適用する。

附 則（令和 4 年規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の八幡浜地区施設事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則第 2 条の規定（同条において読み替えて準用する別表第 2 の規定に限る。）は、令和 4 年 1 0 月分として支給する処遇改善手当から適用する。

附 則（令和 5 年規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。